

免税販売管理システム

テスト環境利用要領

令和8年5月

目次

| | | |
|----|--|---|
| 1 | はじめに..... | 1 |
| 2 | 対象の免税店事業者等..... | 1 |
| 3 | 利用の申込み..... | 1 |
| 4 | 利用日時..... | 1 |
| 5 | 購入記録情報 A P I 及び税関確認情報 A P I の環境について..... | 2 |
| 6 | テスト用クライアント証明書の貸与..... | 4 |
| 7 | 正常系テスト環境の提供..... | 5 |
| 8 | 異常系テスト環境の提供..... | 5 |
| 9 | 問合せ窓口..... | 6 |
| 10 | テスト環境利用規約..... | 7 |

※ 用語及び手続き等については、以下の資料を参照してください。

- [免税販売管理システム API 仕様書](#)
- [免税販売管理システム API 仕様書（令和 8 年 11 月 1 日以後譲渡日分）](#)
- [輸出物品販売場制度に関する Q & A](#)
- [輸出物品販売場制度に関する Q & A（リファンド方式・概要編）](#)

1 はじめに

本利用要領は、免税店事業者等が、「免税販売管理システム API 仕様書」（又は「免税販売管理システム API 仕様書（令和 8 年 11 月 1 日以後譲渡日分）」）に基づき、購入記録情報 API 及び税関確認情報 API のシステム連携等の検証を行うことを目的として、「免税販売管理システム」のテスト環境を利用するための必要事項、留意すべき事項などについて説明するものです。

2 対象の免税店事業者等

テスト環境を利用できる者は、所定の手続きにより国税庁認証局からクライアント証明書の交付を受け、サーバ等の送信機器にインストールした者とします。

なお、「[6 テスト用クライアント証明書の貸与](#)」の手続きを行うことにより、テスト環境を利用することもできます。

3 利用の申込み

申込みの必要はありません。

4 利用日時

テスト環境を利用できる日時は、以下のとおりとします。

なお、利用日時内であっても、当庁の都合により、事前に連絡することなく利用できない場合があることに留意する必要があります。

詳細は、別添「[スケジュール](#)」をご覧ください。

(1) 利用可能日

土日を除く以下の曜日（祝日及び振替休日の場合でも利用可能）

イ 正常系

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日

ロ 異常系（障害を故意に発生）

水曜日

内容は「[8 異常系テスト環境の提供](#)」を参照。

(2) 利用可能時間

午前 10 時から午後 5 時まで

5 購入記録情報 API 及び税関確認情報 API の環境について

(1) リクエスト URL

各 API のリクエスト URL は次のとおりとします。

なお、テスト環境で購入記録情報を正常に受け付けた場合、返却される受信結果通知の「受付番号」の先頭には「9」が設定されます。

また、本番環境で購入記録情報を正常に受け付けた場合、返却される受信結果通知の「受付番号」の先頭は「0～8」のいずれかが設定されます。（免税販売管理システム API 仕様書別紙 2 - 1、別紙 2 - 2（又は免税販売管理システム API 仕様書（令和 8 年 11 月 1 日以後譲渡日分）別紙 2 - 3）「受信結果通知インターフェース」参照。）

本番環境とテスト環境の URL 誤りには十分にご注意ください。

| インターネット回線 ^{※1} | |
|--------------------------------------|---|
| 購入記録情報 (別紙 1 - 1) インターフェース | https://api.menzei-test.nta.go.jp/v1/purchaseRecord/reception |
| 購入記録情報 (別紙 1 - 2) インターフェース | https://api.menzei-test.nta.go.jp/v2/purchaseRecord/reception |
| 購入記録情報 (別紙 1 - 3) インターフェース | https://api.menzei-test.nta.go.jp/v3/purchaseRecord/reception |
| 税関確認結果照会 (別紙 A 1 - 1) インターフェース | https://api.menzei-test.nta.go.jp/v1/inquiryDateTime |
| 税関確認結果照会 (別紙 B 1 - 1) インターフェース | https://api.menzei-test.nta.go.jp/v1/inquiryTransaction |

| IP-VPN 回線 ^{※1、※2} | |
|--------------------------------------|---|
| 購入記録情報 (別紙 1 - 1) インターフェース | https://api.menzei-test-closed.nta.go.jp/v1/purchaseRecord/reception |
| 購入記録情報 (別紙 1 - 2) インターフェース | https://api.menzei-test-closed.nta.go.jp/v2/purchaseRecord/reception |
| 購入記録情報 (別紙 1 - 3) インターフェース | https://api.menzei-test-closed.nta.go.jp/v3/purchaseRecord/reception |
| 税関確認結果照会 (別紙 A 1 - 1) インターフェース | https://api.menzei-test-closed.nta.go.jp/v1/inquiryDateTime |
| 税関確認結果照会 (別紙 B 1 - 1) インターフェース | https://api.menzei-test-closed.nta.go.jp/v1/inquiryTransaction |

※1 URL は今後変更される場合があります。

※2 利用するためには、国税庁が契約した IP-VPN 回線業者との契約が必要となります。

(2) テスト環境で設定されている日付について

現在日時 + 6 か月で設定しています。(受信日時が現在日時 + 6 か月で設定されます。)

各インターフェースで設定されている日付のエラーチェックを考慮の上、テストを実施してください。
(免税販売管理システムAPI 仕様書 (又は免税販売管理システムAPI 仕様書 (令和 8 年 11 月 1 日以後譲渡日分)) 各別紙を参照。)

(3) テストデータについて

テスト環境に送信された購入記録情報に対する税関確認結果の登録は行いません。

以下のテスト観点については、当庁で予め登録しているテストデータに対して、テストを実施してください。

なお、当庁で登録したテストデータについては、別添「[免税販売管理システムテストデータ](#)」をご参照ください。

イ 免税販売管理システム API 仕様書 (令和 8 年 11 月 1 日以後譲渡日分) 別紙 5 - 3 のエラーコード「D0022-CDTP-0000」の税関確認結果登録済の購入記録情報への取消リクエスト

□ 税関確認結果照会の各リクエスト

なお、テストデータとして登録済の税関確認結果を照会するためには、テスト用クライアント証明書を使用する必要がありますので、ご注意ください。

テスト用クライアント証明書の貸与については、「[6 テスト用クライアント証明書の貸与](#)」をご確認ください。

6 テスト用クライアント証明書の貸与

(1) 対象者

次の事業者のうち、テスト用クライアント証明書の貸与が真に必要な者とします。

イ 輸出物品販売場を経営する（又は予定の）事業者

□ 承認送信事業者の承認を受けた（又は予定の）事業者

ハ 輸出物品販売場を経営する事業者用のソフトウェア等の開発を行う事業者

(2) 申込方法

次のテスト用クライアント証明書貸与申込フォームより申込者の連絡先、貸与を希望する理由などを入力の上、お申込みください。その後、当庁から貸与方法等を連絡（返信）します。

⇒ [テスト用クライアント証明書貸与申込フォーム](#) 

(3) 留意事項

- ・ テスト用クライアント証明書の取扱いについては、正規のクライアント証明書の取扱いに準じます。このため、国税庁が利用料金を徴収することはありません。
- ・ テスト用クライアント証明書の貸与を受けた後は、貸与を受けた事業者の責任において適切に管理いただくことが必要となります。
- ・ テスト用クライアント証明書は、免税販売管理システムのテスト環境でのみ利用ができますが、当庁の都合により事前に連絡することなく失効させる場合があることに留意ください。
- ・ テスト用クライアント証明書には有効期限があります。有効期限以降も引き続きテスト用クライアント証明書をご利用の場合は、再度、テスト用クライアント証明書の貸与の申込みを行ってください。

7 正常系テスト環境の提供

正常系テスト環境においては、免税販売管理システムとの通信、各 API（免税販売管理システム API 仕様書（又は免税販売管理システム API 仕様書（令和 8 年 11 月 1 日以後譲渡日分））で記載されているフォーマット、各種チェック、エラーコード等）の動作を検証できます。

なお、正常系テスト環境では、購入記録情報を正常に受信した場合、HTTP ステータスコードの 201 を返却します。HTTP ステータスコード 201 が返却されない場合は、免税販売管理システム API 仕様書（又は免税販売管理システム API 仕様書（令和 8 年 11 月 1 日以後譲渡日分））を参考として、システム対応等を行う必要があります。

また、次の点にご留意ください。

- (1) テスト環境に送信するデータについては、架空の旅券情報や取引情報をベースとするなど、テスト環境利用者において適切にご対応いただく必要があります。
- (2) 当庁がテスト環境で受信した購入記録情報等のデータについては、適宜消去します。
- (3) テスト環境で購入記録情報を正常に受け付けた場合、返却する受信結果通知の「受付番号」の先頭には「9」が設定されます。（免税販売管理システム API 仕様書別紙 2 - 1、2 - 2（又は免税販売管理システム API 仕様書（令和 8 年 11 月 1 日以後譲渡日分）別紙 2 - 3）「受信結果通知インターフェース」参照。）
- (4) 受信結果通知、照会結果通知にエラーコードが設定されていた場合のエラーコードの内容については、免税販売管理システム API 仕様書（又は免税販売管理システム API 仕様書（令和 8 年 11 月 1 日以後譲渡日分））で確認することができます。

8 異常系テスト環境の提供

免税店事業者等が免税販売管理システムと連携するために使用するシステムでは、免税販売管理システム及び通信回線等の障害により免税販売管理システムと連携できない場合を想定し、障害復旧後に速やかに連携できる仕組みを検討する必要があります。（免税販売管理システム API 仕様書（又は免税販売管理システム API 仕様書（令和 8 年 11 月 1 日以後譲渡日分））「4. 2. 5 留意事項」参照。）

この仕組みを検証するため、水曜日において、以下の HTTP ステータスコードを返却する環境を提供します。

| 試験項目 | 時間帯 | | | | | | | | | | |
|------------------------|-----|---|----|----|---------------|----|----|----|----|----|----|
| | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 切替作業 | | ■ | | | ■ | | | ■ | | ■ | |
| 閉塞状態 (HTTP ステータス 501) | ■ | | | | | | | | | | ■ |
| サーバ負荷 (HTTP ステータス 503) | | | ■ | ■ | 水 10:00~17:00 | | | | | | |
| サーバ負荷 (HTTP ステータス 504) | | | | | | ■ | ■ | | | | |
| 通常運転 | | | | | | | | | ■ | | |

9 問合せ窓口

テスト環境の利用に関する質問は、以下で受け付けています。

なお、輸出物品販売場制度に関する届出手続などについては、[最寄りの税務署](#)へお問い合わせください。

【免税販売管理システムヘルプデスク】

(1) 電話番号

ナビダイヤル（全国市内一律通話料金）

0 5 7 0 - 0 5 6 - 6 2 0

(2) 窓口対応時間

月曜日～金曜日 午前 10 時から午後 5 時まで

（祝日、振替休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除きます。）

(3) 留意事項

- ・ ご質問の内容によっては、内容を確認の上、折り返しの電話により回答させていただく場合があります。
- ・ ご質問の内容によっては、回答まで時間を要する場合があります。
- ・ ご質問は日本語のみ受け付けます。
- ・ ご質問の内容は、質問者に関する情報を除き、事前に通知を行うことなく、ホームページで公表する可能性がありますのでご了承ください。

10 テスト環境利用規約

テスト環境の利用に当たっては、「[免税販売管理システム利用規約](#)」を準用するものとします。